

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 696 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 696 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 8 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 8 月 21 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 鈴木 広子

委 員 1 番 久野 恵子

2 番 深谷 英一

3 番 鈴置 省悟

4 番 浅田 昭茂

5 番 服部 啓子

7 番 竹内 修造

8 番 加古 俊治

9 番 本田 貴士

10 番 小島 春男

11 番 成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉きみ子

15 番 大嶋 英二

16 番 神谷 登

17 番 鈴木千代子

18 番 竹内 敬三

19 番 富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 696 回）

令和 5 年 8 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
5	報告 4	使用貸借契約の解約通知について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	議案 1	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 2	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
9	議案 3	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	

・農業委員会事務局職員

事務局長           花井 信武

事務局              下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 696 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、報告第 5 号『農地改良届出について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 1 頁から 4 頁までの 11 件です。畑が 27 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 6,838.31 m<sup>2</sup>です。転用目的は、住宅が 4 件、駐車場が 3 件、宅地が 2 件、月極駐車場及び店舗がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 5 頁から 6 頁までの 6 件です。畑が 14 筆、田が 4 筆で、合計で 9,161 m<sup>2</sup>の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 7 頁の 2 件です。畑が 14 筆で、合計で 7,575 m<sup>2</sup>の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 8 頁の 2 件です。畑が 2 筆で、3,049 m<sup>2</sup>の届出がありました。

最後に、報告第 5 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 9 頁の 2 件です。田が 3 筆で、2,429 m<sup>2</sup>の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しておりました。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第7、議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の4件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』4件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書10頁から11頁までの愛知県知事の許可案件4件です。内訳は、田が2筆、畑が6筆で、転用面積は合計で5,679.91㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、通路を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、2番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様に、第2種農地と判断することができます。

次に、3番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様に、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、令和5年6月の総会にて、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものです。

最後に、4番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、既存の資材置場及び駐車場の拡張であって、既存の敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。なお、この案件は、令和5年3月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいたものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番と2番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1番の申請地は、整地のみです。雨水は、自然浸透により排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、2番の申請地は、整地のみです。雨水は、集水柵で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

3番の申請地は、整地のみです。雨水は、自然浸透によって排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

4番の申請地は、整地のみで砕石敷きとします。雨水は、敷地内の表面貯留の調整池を経由して県道の側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は委員会の「意見なし」で愛知県に送付することに決定します。

次に、日程第8、議案第2号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の2件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書12頁の2件です。借り手は、市内の方が2名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問・意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。  
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の3件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書13頁の3件です。借り手は、市内の方が1名で、市外の方が1名です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第3号について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第696回総会を閉会します。